スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

【熊本県長洲町】
令和５年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業
（運動部活動の地域移行に向けた実証事業）

自治体名	熊本県長洲町
担当課名	生涯学習課
電話番号	0968-78-3276

1．自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

人口	15,738人	部活動数	11部活
公立中学校数	2校	市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
公立中学校生徒数	344人	市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定に向けて準備中

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

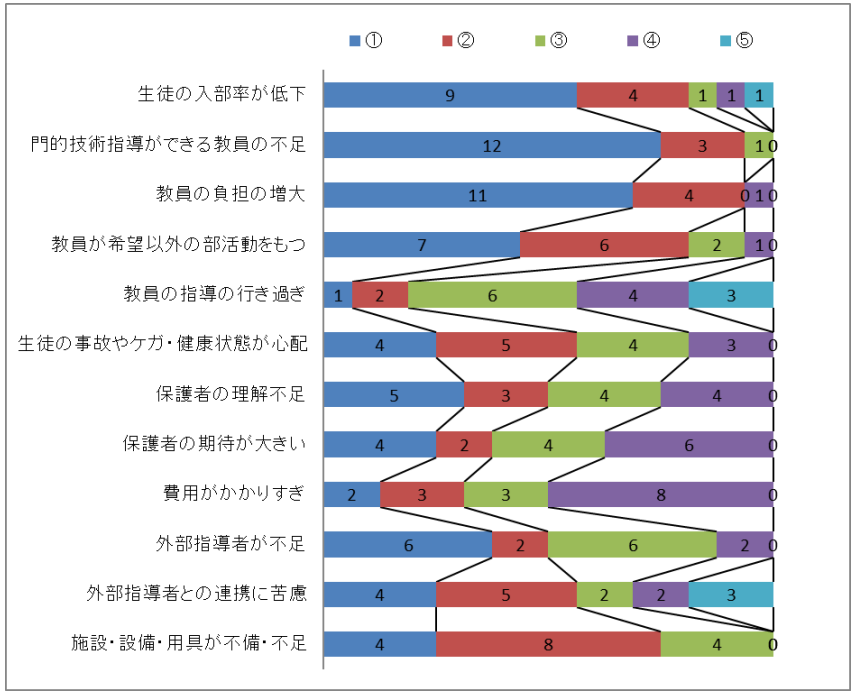
【現状】 令和3年度から4年度にかけて行った実践研究の事業成果を引き継ぎ、課題とされていた保護者への理解促進及び指導者のさらなる持続可能な確保の仕組みと財源支援策をより具体的に検討していく必要があるが、当実証事業に参加する中学校（2校）が令和6年度より統合されることとなり、部活動の統廃合を含めた中学校運営体制が定まらない中で、検討委員会役員間での経緯や状況の認識の食い違い等、調整や取組が困難な面があった。

統合後においては実証事業の対象となる中学校は1校のみとなり、地域移行の取組と調整については、統合前よりも前進させることが見込まれる。

【課題】 持続可能な地域スポーツクラブ活動の移行を目指すには、どのような運営体制をとるにしても財源の確保が必要となり、受益者負担の観点より、今後は委員会での保護者負担額の検討と、住民理解が課題となる。

同様に持続可能な地域スポーツクラブ活動には人材の確保が必須であるが、教員へのアンケート結果としては、部活動の問題点として専門的指導ができる人材の不足が、最も大きな課題として挙げられている。運営主体となる組織の体制整備を含め、町内だけで完結させるシステムの構築には困難が伴い、広域的な取組を視野に入れる必要がる。

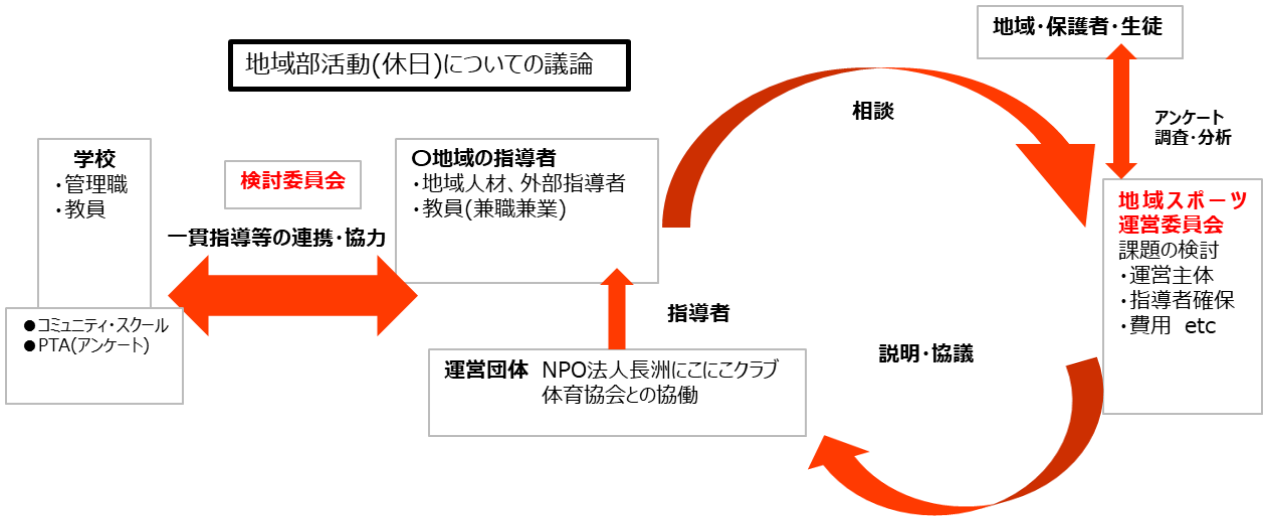
学校部活動の問題について（R4教員アンケート）



2．実証内容と成果

運営体制･役割

▼運営体制図（市区町村における推進体制図）



▼行政組織内での役割分担

● **教育委員会**（生涯学習課）
委員会にて地域移行に関する事務局を担当し、コーディネーター等の配置や関係諸団体との調整を行う。

● **首長部局**（総務課）
地域移行の予算の配分のほか、地域移行に係る施政方針を決定する。

年間の事業スケジュール

令和５年	４月	事業開始
		検討委員会委員・外部指導員の委嘱・任命
	７月１１日	県と事業の委託契約を締結
	８月　７日	第１回長洲町中学校部活動地域移行検討委員会開催
	１０月３１日	統合に向けた管理職等の会議
	１２月　６日	指導者研修会実施
	２月～３月	実証事業実績報告
	随　時	中学校統合に向けた各分科会、関係団体協議

2．実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

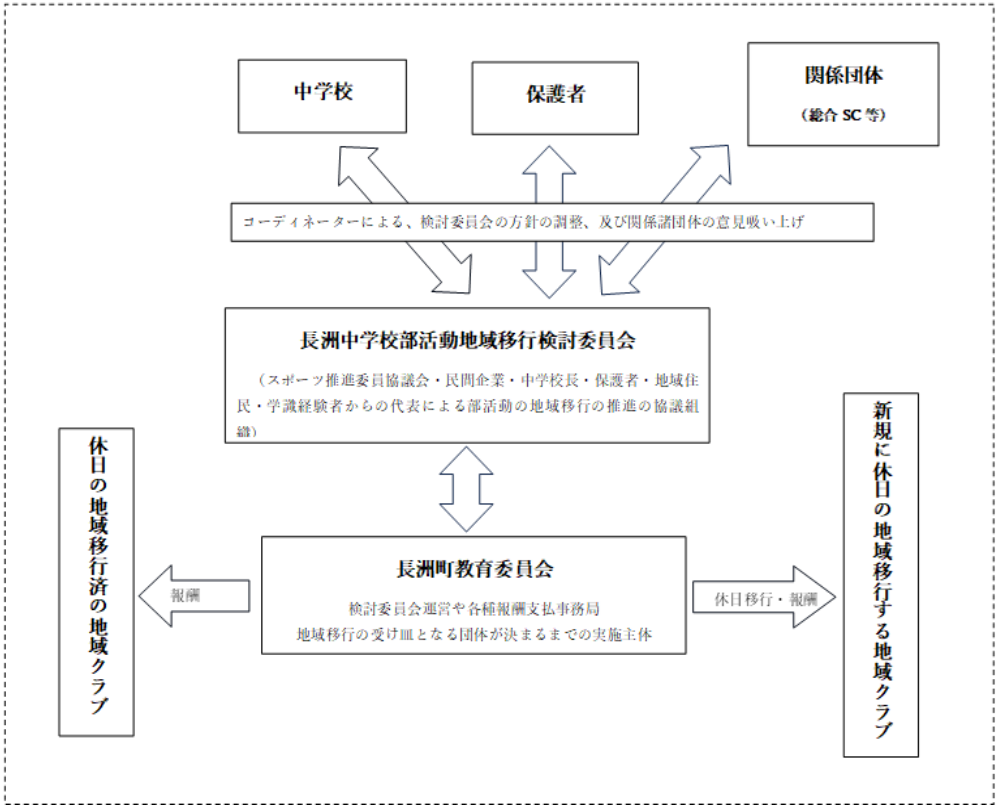
拠点校数	2 校	地域クラブ活動に取り組んだ種目	ソフトテニス、軟式野球、バレーボール、サッカー、バスケ
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	5部活		

主な取組例

▼活動概要

拠点校名	腹栄中学校
地域クラブ活動に移行した部活動数	3 部活
地域クラブ活動で実施した種目	バレー、野球、ソフトテニス
運営主体名	長洲町
運営類型	市区町村運営型（地域団体・人材活用型）
1 か月あたりの平均的な活動回数	バレー：月 4 回程度 野球：月 2 回程度 ソフトテニス：月 4 回程度
指導者の主な属性	外部委託指導員
活動場所	腹栄中学校
主な移動手段	徒歩・自転車
1 人あたりの参加会費等（年額）	バレー：0 円 野球：0 円 ソフトテニス：0 円
1 人あたりの保険料	スポーツ安全保険 指導者 1 人あたり：1,850円/年

▼運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



2．実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：ア．関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

【当初事業計画】
コーディネーターを１名配置し、実証参加中学校と運営主体・実施主体との連絡調整や指導助言等を行う。
また、事業体制の整備として関係団体によるこれまでの協議を引き継ぎ、再編成した「中学校部活動地域移行検討委員会」を設置し、検討会議を行う。

取組の成果

コーディネーターが実証参加中学校と運営・実施主体（町）との連絡調整を担うほか、受け皿候補となる総合スポーツクラブとの調整、及び他市町関係者との広域的な取組に関する意見交換や視察を行い、受益者負担額案や教師の兼職兼業におけるガイドライン作成など、今後の体制整備の原案立案などを行った。

検討委員会については、協議の中で統合を控えた両中学校での課題に対する認識の違いが表面化し、課題解決への筋道がより具体的に示される成果があった。ただし、解決にあたっては、住民主体で行われている地域スポーツクラブ活動に対する受益者負担の平準化・指導者報償等、当事業の実施対象外の地域クラブ活動にもかかわるため、統合後の中学校において住民理解を求めながら取り組んでいく。

特に工夫した事項

事業実施にあたっては、先進事例や国・県ガイドラインに倣い体制整備を進めているため、町独自と呼べる創意工夫している事項は特にはない。

今後の課題と対応方針

持続可能な地域スポーツクラブ活動には財政基盤が不可欠なため、受益者負担額及び平準化について、統合後の中学校や地域代表者を交えた検討委員会で協議し、住民理解を求めていく。またその際には、実施主体を町から他団体へ移すことを視野に入れ、並行して候補組織の選出及び協議を行う。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：イ：指導者の質の保証・量の確保

取組事項

【当初事業計画】
実証参加中学校の３地域クラブ活動に町内の指導者を配置（ひとつの地域クラブ活動に対し、最大２名）し、休日における地域クラブ活動参加生徒への指導を行う。

取組の成果

当初事業計画のとおり、３地域クラブ活動に指導者を配置し、休日における地域クラブ活動に参加する生徒への指導を実施した。また、現在部活動として活動しているスポーツ活動について、外部指導者と交渉を行い、2活動について休日の地域クラブ活動指導者として指導を行う旨の同意を得ている。

また指導者の確保に向けては教員の兼職兼業を視野に入れ、広域的な地域クラブ活動にも対応できるよう、兼職兼業ガイドラインを策定したところである。

指導者の質の保証については、当初では2回2講義実施予定であった研修会を、1回2講義（「１．部活動地域移行の意義について」「２．怪我のないトレーニングについて」）に集約して実施し、意識とスキルの向上を図った。

特に工夫した事項

事業実施にあたっては、先進事例や国・県ガイドラインに倣い体制整備を進めているため、町独自と呼べる創意工夫している事項は特にはない。

今後の課題と対応方針

現在の地域クラブ指導員のつなぎ止めを図るほか、部活動における現外部指導員への理解・協力の要請を進める。また県で実施予定の指導者の人材バンク等を利用し、新たな外部指導員の登用を図る。

指導者の質の保証については、引き続き研修会を実施し、維持・向上を図る。

2．実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保証・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取り組み
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

▼取組項目名：ク：その他の取組

取組事項	【当初事業計画】 事業の協議・推進組織を設置し、検討会議を年3回ほど実施し、本町の地域移行推進計画を策定する。
取組の成果	事業の協議・推進組織として「長洲町中学校部活動地域移行検討委員会」を設置し、8月に第1回検討委員会を開催した。当初は年3～4回の実施予定であったが、協議の中で当実証事業の対象外となる住民主体の地域クラブ活動との受益者負担の平準化についての課題についての調整や、当事業の実施対象中学校2校が令和6年度4月の統合を控え、現中学校部活動の活動種目を両中学校で決定するスケジューリング等の関係により、2月末時点で1回の開催となっている。 地域移行推進計画については、策定中であり、現在は未策定である。
特に工夫した事項	事業実施にあたっては、先進事例や国・県ガイドラインに倣い体制整備を進めているため、町独自と呼べる創意工夫している事項は特にはない。
今後の課題と対応方針	引き続き検討委員会を組織し、協議を行う。 地域移行推進計画については、国・県の動向を注視しつつ、地域の実情を踏まえて策定を進める。

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（アンケート結果、広報物、協議会等で使用した資料の抜粋等）

令和６年度の学校部活動を考える

2023.10　教育委員会案

1　長洲町学校部活動の今後の方向性

休日の地域移行を段階的に進めるとともに、平日の地域移行もゴールとして考えていく。スポーツ庁・文化庁からのガイドラインに則り進めると同時に「学校部活動」から「新たな地域クラブ活動」へと移行してく。

当面、ハイブリッド型で実施しながら、段階的に進めて行く。

配付の「熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」に準じて長洲町として進めて行くこととするが、具体的内容は、今後協議していく。

令和６年度・令和７年度まで、休日（土・日・祝日）は地域移行を行う。

令和８年度から平日も地域移行にできる種目から完全地域移行完了種目とする。

▽▽▽令和６年度に向けて▽▽▽

2　活動種目（案）令和６年度４月スタート時

（新）長洲中学校（令和６年４月開校）	
軟式野球部	★休日地域（池村）
バレーボール（女子）	★休日地域（村上）・兼職兼業
サッカー	◎　（濱島・堀江）
バスケットボール（女子）	◎　（構）
テニス（男子）	◎　（宮本・今村）
ソフトテニス（男子）×	
ソフトテニス（女子）	★休日地域（五道・中平）
バドミントン	◎　（塩本・中島）
剣道	★休日地域（永井）
陸上競技	×
吹奏楽	×

◎　外部指導者を委嘱している種目

×　外部指導者を委嘱していない種目（外部指導者がいなくて教員のみで対応）

・陸上競技、　・吹奏楽、　・ソフトテニス（男子）、

他会議資料等については、通信運搬費資料等を参照のこと

②

A　種目（プログラム）は？

案①：令和５年度の内容をそのまま引き続き実施する

令和６年度　新３年生の活動経験を生かしてもらう考え

案②：種目はそのままだが、男女問わず活動できるものとする。

ニーズとして存在する可能性が高い（指導者の関係で出来ない場合もある）

案③：なくす種目も考える。

B　費用（活動費）

（１）学校部活動の場合（現在、額が違う）

★①学校の活動費の決定

・腹栄中　５０００円

・長洲中　２５００円

→同額にする金額を決定　案　３０００　円？

（２）地域活動をする場合（別に徴収する案）：町の予算とする

★②地域の活動費としての会費（案）

・２０００円？　　★①と★②で、５０００円徴収

（３）学校部活動のみする場合

★学校のみで行う場合

・３０００円？

C　活動日【案】

月	火	水	木	金	土	日
休	○	○	○	○	地域	地域

休・・・・・休養日

○・・・・・活動日

地域・・・地域で活動

※場所は平日と同じ

●平日（月～金）：学校の活動・・・・・・教職員・地域の指導者

※原則１日以上、休養日をとる

（例）１日休養で４日間活動

（例）２日休養で３日間活動

●休日（土・日・祝日）：地域の活動・・・地域の指導者

※活動や大会として

○　中体連関係から、登録する方法は？　学校で登録 or 地域クラブで登録？

○　令和５年度は軟式野球・バレーボール・ソフトテニス（女子）・剣道の４競技については、国・県が示す地域移行のスタイルで休日のみ地域の指導者が関わってきた。

現在は、行政が主導で進める形で実施し（事務等学校と連携するもの）、　運営主体を「NPO 法人長洲にこにこクラブ」としていく考えはそのままだが、実際はまだ主管課（生涯学習課）が行うものになる。令和３・４・５年度と同様とする。

○　令和５年度内に、追加種目（競技）を検討する。外部指導者への説明会を実施し、意向を伺い、令和６年度に実施する計画で進める。

2．実証内容と成果

スポーツ庁

参考資料（活動写真）



【バレークラブ練習風景（試合形式）】



【バレークラブ練習風景（試合形式）】



【野球クラブ練習風景（雨天・ダッシュ）】



【野球クラブ練習風景（雨天・ダッシュ）

2．実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和2年	令和３年			令和４年	令和５年
移行移行方針の決定	実証事業開始 地域クラブ活動開始	各関係機関との調整	事業開始	記載例）地域クラブ活動の開始	記載例）地域クラブ活動の拡大
●教育委員会にて地域移行への方針決定 ●関係者への方針説明	●検討委員会立ち上げ ●地域スポーツ運営委員会立ち上げ ●拠点校保護者アンケート実施 ●指導者研修会実施 ●地域クラブ活動（野球・テニス・バレー）開始	●受け皿団体の調整 ●地域クラブ移行について、指導者との同意形成 ●学校関係者との調整 ●保護者・生徒・地域への説明	●地域クラブ活動実施 ●行政機関内での調整（令和６年中学校統合方針の決定）	●既存地域クラブ活動実施 ●新規地域クラブ活動に関する調整 ●受け皿団体の調整 ●中学校統合に向けての各種委員会立ち上げ・アンケート・調整等	●既存地域クラブ活動実施 ●新規地域クラブ活動に関する調整・同意形成 ●中学校統合後の運用体制に関する調整

3．今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

